

**福祉・介護人材の処遇改善事業助成金申請における事前チェックシート
障害児施設・精神障害者社会復帰施設等(補助金施設)用**

| | 項目 | チェック |
|----------------|---|------|
| 承認申請書 | 事業所単位で計画書を作成する場合は、別紙様式3に記載しているか。 複数事業所の計画書を一括して申請する場合は、別紙様式4に記載しているか。 申請するサービスに助成対象外のものが含まれてないか。 申請者の代表者印(法人の場合は登記印)が押印されているか。 福祉・介護人材処遇改善計画書は添付されているか。 | |
| 福祉・介護職員処遇改善計画書 | 申請年度の助成金見込額(総額)が記載されているか。 [助成金見込額] = 報酬等の総額(※1)×交付率(※2) (1円未満の端数切り捨て) ※1 当該年度における助成金の交付額の根拠となる障害福祉サービスに提供に係る見込額の総額 ※2 事務処理要領 別紙1 対象サービス 参照 助成金見込額(総額)を賃金改善所要見込額(総額)が上回っているか。 ①助成金見込額(総額) < ②賃金改善所要見込額 賃金改善を行う給与項目が記載されているか。項目の記載漏れがないか。 助成金による賃金改善実施期間が正しく記載されているか。[国のQ&A(問9)参照] 平成23年度の賃金改善実施期間は、 ① 平成23年2月 ~ 平成24年1月 ② 平成23年3月 ~ 平成24年2月 ③ 平成23年4月 ~ 平成24年3月 ④ 平成23年5月 ~ 平成24年4月のうち、実施する内容が含まれる期間を選択します。 ただし、精神障害者社会復帰施設等(補助金施設)については、①②しか選択出来ません。 賃金改善を行う方法は、一人当たりの平均賃金改善額等、可能な限り具体的に記入しているか。 賃金改善以外の処遇改善について最低ひとつ以上に丸をつけているか。 ※賃金改善以外の処遇改善に要する経費は助成金対象外 福祉・介護職員処遇改善計画書を福祉・介護職員へ周知したうえで、申請しているか。 法人単位等、県内の複数の事業所の計画書を一括して作成する場合は、都道府県内事業所等一覧表(別紙様式2(添付書類1))が添付されているか。 県から交付された助成金を他の都道府県にある事業所の賃金改善に充当する場合、又は他の都道府県から交付された助成金を県内にある事業所の賃金改善に充当する計画を作成した場合は、都道府県状況一覧表(別紙様式2(添付書類2))が添付されているか。 申請者の代表者印(法人の場合は登記印)が押印されているか。 | |
| キヤリアパス等届出書要 | 事業者等情報の欄に誤り、記載漏れはないか (1) キャリアパスに関する要件のうち要件Ⅰ又は要件Ⅱに丸をつけているか (1) で要件Ⅰを選んだ場合就業規則等の要件が確認できる書類が添付されているか (1) で要件Ⅱを選んだ場合、④⑤⑥に記載があるか 要件Ⅱでアを選んだ場合、資質向上のための計画が添付されているか (2) 定量的要件のうち1つ以上に丸をつけ、かかった費用の概算額を記載しているか | |
| その他必要な添付資料 | 就業規則が添付されているか。 ※常時10人以上の従業員を雇っている事業所は必要。就業規則を備えていない常時10人未満の事業所は、労働条件通知書の写しが添付されているか。 給与規定など、賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に定めている場合、その規程が添付されているか。 労働保険に加入していることが分かる書類が添付されているか。 (労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)等) | |